

一九九一年出土の木簡

概要

本号には、昨年度の研究集会で「一九九一年木簡出土遺跡」として報告されたものを中心に、その後九一年度末までに新たに木簡が出土した遺跡を加え、総数四三遺跡の木簡に関する情報を持載することができた。いつものことではあるが、発掘調査・遺物整理及びそれに伴うさまざまな事務処理などで、ご多忙の中にもかかわらず、貴重な報告をいただいた関係機関、ならびに発掘調査担当者・執筆者の方々に厚くお礼申し上げるとともに、今後も変わらないご協力ををお願いする次第である。

本号に掲載させていただいた木簡の出土遺跡及びその出土木簡は、別表のとおりである。時代的にみれば、今年度も数的には古代の木簡が大多数であるが、中世・近世の報告例も増加するようになつた。中でも、中世以降の呪符木簡の報告例は今年度は比較的多く、地域的にはほぼ全国に及んでいる。また、遺跡の種類も都城・官衙だけでなく、集落・寺院・莊園・生産地など多岐にわたっている。今後、

これらの遺跡の性格を解明する上で大きく寄与するであろう。

次に、各遺跡から出土した木簡を概観したい。

まず、都城出土木簡であるが、今回は、藤原宮跡、平城宮・京跡、長岡京跡の三カ所から報告が寄せられた。

藤原宮・京跡の調査では、今回も大宝令以前のものが出土している。中でも、飛鳥池遺跡で出土した木簡には、「湯評大井五十戸」と書かれたものがあり、一里=五十戸制の施行とともに絡み、今後議論を呼ぶ史料である。また、備中國を「吉備道中国」と表記したものもあり、すでに大宝令以前に吉備は三つに分かれていた可能性すらうかがわせる。さらに「大伯皇子宮」「石川宮」と表記するものがあり、編纂史料には見えない皇族の宮の名もある。

平城宮跡では昨年度は出土がなかつたが、式部省東官衙の調査が行なわれ、四七九四点もの出土をみた。その内、四七〇五点は削屑で、以前出土の式部省関係木簡と同様、考課に関する内容のものが大多数を占めた。ただ、中には武則天の尊号を記したものや、知造難波宮司に関する木簡もあり、多岐にわたる。また、「舍人親王」「新田部親王」「故吉備内親王」と見えるものもあり、彼らの家政

木簡出土遺跡一覧

遺跡名	所在地	点数	木簡の年代	遺跡の性格
平城宮跡	奈良県奈良市	4794	古	代 都 殿・官衙
平城京左京二条二坊坊間路西側溝	奈良県奈良市	48	古	代 都 城
平城京東市跡	奈良県奈良市	5	古	代 都 城・官衙
唐招提寺	奈良県奈良市	4	古	代 寺 院
藤原京跡	奈良県橿原市	61	古	代 都 城 跡
※ 飛鳥池遺跡	奈良県明日香村	103	古	代 生 産 遺 跡
※ 四条遺跡	奈良県橿原市	3以上	古	代 都 城
長岡京跡(1)左京	京都府向日市	10	古	代 都 城
長岡京跡(2)左京	京都府向日市・長岡京市	2	古	代 都 城
長岡京跡(3)左京・右京	京都府長岡京市	9	古	代 都 城
○遠所遺跡	京都府弥栄町	1	古	代 製 鐵 遺 跡
○木津川河床遺跡	京都府八幡市	1	中	世 集 落
大坂城跡	大阪府大阪市	1	近	世 城郭・城下町
住友銅吹所跡	大阪府大阪市	3	近	世 銅精錬所跡
※ 桑津遺跡	大阪府大阪市	1	古	代 集 落
※ 竜華寺跡	大阪府大阪市	2	中	世 寺 院
※ 高槻城跡	大阪府高槻市	71	中世・近世	集落・城郭
堺環濠都市遺跡	大阪府堺市	1	中世～近世	環濠都市遺跡
※ 屏風遺跡	兵庫県神戸市	1	近	集 落
※ 長田神社境内遺跡	兵庫県神戸市	1	中	集 落
○宅原遺跡	兵庫県神戸市	1	中	集 落
袴狭遺跡(1)	兵庫県出石町	7	古	代 祭 祀 遺 跡
袴狭遺跡(2)	兵庫県出石町	5	古	代 祭 祀 遺 跡
※ 光明寺遺跡	滋賀県中主町	6	中	世 集落・館・寺院
西河原森ノ内遺跡	滋賀県中主町	1	古	代 集落・官衙
西河原遺跡	滋賀県中主町	4	古	代 集 落
※ 湯ノ部遺跡	滋賀県中主町	1	古	代 集 落
※ 石川条里遺跡	長野県長野市	5	中	世 集落・水田・館
※ 内匠日向周地遺跡	群馬県富岡市	3	古	代 水田・河川・集落
※ 小茶円遺跡	福島県いわき市	5	中	世 集落・水田
※ 富沢遺跡	宮城県仙台市	5	中	世 集落・水田
多賀城跡	宮城県多賀城市	45	古	代 国府・城柵
※ 円福寺遺跡	宮城県松島町	1	中	世 寺 院
※ 田道町遺跡	宮城県石巻市	1	古	代 集 落
上荒屋遺跡	石川県金沢市	2	古	代 莊園・集落・墓域
※ ○山田郷内遺跡	新潟県和島村	6	中	世 集 落
※ 稲城遺跡	島根県斐川町	1	古	代 散 布 地
※ 吉野口(鯉山小)遺跡	岡山県岡山市	1	近	世 寺 院・集落
※ 三日市遺跡	広島県西世羅町	3	中	世 集 落
長登銅山跡	山口県美東町	1	古	代 銅生産官衙
※ 空港跡地遺跡	香川県高松市	2	中	世 集 落
※ 雀居遺跡	福岡県福岡市	1	古	代 集落・水田
※ 興善町遺跡	長崎県長崎市	1	近	町 屋

※は木簡新出遺跡 ○は1990年以前出土遺跡

機関の職員の考課にかかる木簡と考えられている。

長岡京跡出土木簡では、右京第三八六次調査のものが注目される。特に、「考所」と書かれたものは、過去の調査でも出土しているが、今回の調査では二点出土しており、二点とも請飯を内容としている。そのため、「考所」の性格は必ずしも明らかではないが、今後の調査の進展で、解明されることを期待したい。

寺院関係では唐招提寺出土木簡が注意される。出土したのはわずか四点にすぎないが、新田部親王没後で寺建立までの移行期に何らかの公的な役割を持った施設の存在をうかがわせる。

城柵関係では、今回も多賀城跡から報告が寄せられている。合計四五点の出土があったが、本文では注目される八点について訣文が掲載されている。その中でも、米の支給を勤務日数に応じて行なっていることを示すものがある。具体的にどのようなことに対する支給かわからないものの、軍事拠点における城柵＝国府の役割を暗示している。

また、今回の報告の中で特異な古代木簡は、禁制と出拳に関するものである。兵庫県袴狭遺跡で出土した禁制木簡には条里によつて田が指定されており、何かの告知札とみられている。また、宮城県の田道町遺跡で出土した延暦一二年の年紀のある木簡には、「真野公穴万呂五十五束」とあって、一年に貸借したと思われる額稟の数が記されている。これは、出拳に伴う一種の帳簿とみられており、

在地における出拳の基本的な実態を現している。今後、茨城県鹿ノ子C遺跡で出土した漆紙文書の一つである出拳帳様式との類似と相違だけでなく、出拳の行なわれ方などを研究する重要な史料となるう。

その他、古代の木簡で注目すべきものは、滋賀県湯ノ部遺跡出土木簡である。木簡には「丙子年十一月」との記述があり、共伴遺物からその年代が六七六年と考えられている。しかも、「蔭人」の記載や出土した地域を考えると、天武朝に初期蔭位制の存在が想定できるようになつた。また、書き止めに「裁謹牒也」とあり、令制の「以牒」や「故牒」とは異なる様式であるため、近江令についても一度考え方直す史料となろう。今後、出土地点、出土状況、共伴遺物、訣文なども含め、総合的に検討すべきである。

以上、古代だけに限つても注目すべきもののが多かつた。中・近世では、主として呪符が多く出土した。特に木簡出土報告初出の遺跡に多く、呪符の使用が全国に及び、かなり一般的に普及していたことを物語る。その中で、中世木簡でこれまであまり例のない呪句は、新潟県山田郷内遺跡出土例である。ここには、「百鬼打返」という文言が見えており、従来からよくある「急急如律令」や符籙のみからなるものよりも具体的な内容を持つている。その他、呪符では群馬県内匠日向周地遺跡から出土した木簡には「奉龍王」とあって、すでに八世紀の段階で後世の龍神信仰に結びつくような信仰が存在

したことをうかがわせる。出土した地点も含めて、古代の民間の祭祀や呪術の形態を知る上で重要な木簡である。

凡例

近世木簡の中には、今回で二例目の「白糸」に関するものがある。前回は「慶長九年」であったが、今回、長崎県興善町遺跡で出土した木簡には「寛永五年」と記されていた。その他、近世木簡の中で比較的珍しいのは、岡山県吉野口遺跡出土のものである。ここには忌日らしきものが書かれていることから、故人の追善か法要に用いられたもののようにある。「慶長十四年」銘の鬼瓦も出土しており、近世初頭における追善、法要の実態を探る上で興味深いものである。

以上、ここに紹介したものは、もとより一部にすぎない。また、

紹介する上で理解不足から誤解しているものも少なからずあると思うが、ご容赦願いたい。なお、九一年とそれ以前に木簡が出土した遺跡のうち、種々の事情から今回収載できなかつたものとして、京都府高内親谷窯跡・兵庫県赤穂城本丸跡・石川県横江莊家跡・宮城县山王遺跡・山形県月記遺跡・広島県尾道遺跡・佐賀県姉川城跡・同県城原三本谷南遺跡などがある。まだ他にも掌握できていない遺跡もあるうかと思われる。本誌ではできるだけ補足していくたいと考えてるので、関係機関ならびに読者諸氏に情報収集のご協力をお願いする次第である。

(土橋 誠)

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および釈文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。

一、遺跡の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、釈文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」等については正字体を使用し、異体字は「井」「井」「季」「駄」等についてのみ使用した。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ(文字の方向)・幅・厚さを示す(単位はミリメートル)。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである(六頁第1図参照)。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す(端とは木目方向の上下両端をいう)。

< 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

× 木簡の上端・下端に穿孔があることを示す。
抹消により判読困難なもの。